

令和7年（2025年）度の税制改正と公益信託

1. 与党税制改正大綱

税制改正大綱において「年収103万円の壁」の見直しは掲記されたものの、国民民主党との継続協議に委ねられました。この見直しの本質は単なる所得や財源の問題ではなく働き方改革です。そのためには、所得税の体系のみならず年金制度を含めた包括的な改革が望まれます。日本経済は失われた30年の間にGDPで中国に抜かれ、一人当たりGDPでも韓国に抜かれました。少子高齢化に直面する日本は働き方改革により生産性を上げなければなりません。

2. 信託関係の税制改正

大綱には、信託協会の改正要望の主要要望項目の「結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化および拡充」と一般要望項目の「公益信託について所要の税制上の措置」が記載されました。結婚・子育て支援信託は少子高齢化の対策であり、公益信託は社会的課題の発掘・解決には行政部門のみでは限界があるとの認識によるものです。しかし公益信託は大正11年（1922年）制定の旧信託法に規定が設けられたものの利用されず、昭和52年（1975）に漸く利用が開始されました。しかし平成18年（2006年）に新信託法が制定された時には旧法の中に放置され、最近はその利用が減少傾向にあり、その活性化が望まれていました。

3. 公益法人及び公益信託制度の改革

社会的課題の解決には行政部門のみでは限界がありますが、企業などの民間営利部門に委ねることはできません。そこで、営利を目的としない民間非営利部門の公益活動が重要であるとの認識を元に、令和4年（2022年）内閣府に於いて「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」開催され、令和5年11月のフォローアップ会議にて公益法人及び公益信託制度の改革が提言されました。

この提言を受けて公益法人法等の改正が行われ、昨年令和6年5月に新公益信託法が制定されました。新法の下では、受託者は信託銀行以外の個人を含む公益目的の法人も可能となり、信託財産は金銭以外の資産も可能となりました。

4. 新公益信託法と税制改正

現行税制は抑制的です。租税回避行為に使われると警戒したのでしょうか。税制の優遇措置を受けることができる信託は主務大臣の認可等の要件を満たす「特定公益信託」（所得税法78条3項、同施行令217条の2）のみです。この信託の要件は解約不能、受託者は信託銀行、信託財産は金銭とする等です。しかし、行政部門は財政が逼迫しているので公益的活動を今まで以上に引き受けることはできません。行政部門に代わって公益法人及び公益信託の活用を考える必要があります。そこで、新公益信託法が制定に伴い、令和6年度の税制改正により「特定公益信託」制度が廃止され、税制の優遇措置を受けることができる公益信託を新公益信託法の下での公益信託に拡大しました（所得税法78条②項4号追加、③項削除）。

5. 令和7年度の公益信託の税制改正

大綱は公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の対象に「新たな公益信託制度における公益信託の受託者に対するその信託財産とするための贈与」を追加しました。その結果昨年度（令和6年度）の税制改正を含め、公益法人と同等の税制になりました。

6. 改正後の公益信託税制の優遇措置

- 信託財産につき生ずる所得は非課税
- 委託者の公益信託への財産拠出は寄付金控除。
- 公益信託は法人課税信託に該当しない。公益信託への財産拠出は受託者が個人であっても見なし譲渡所得になるが、非課税措置の適用あり。
- 公益信託への相続財産の拠出も贈与と同じ扱いとなる。

以上の他消費税法、印紙税法、地方税法にも優遇措置の適用があります（注）。

注：財務省令和6年度税制改正の解説の所得税法98頁～、租税特措法（譲渡所得関係）294頁～、租税特措法（相続税、贈与税関係）597頁～。

（高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事）